

第 部 毎月勤労統計調査地方調査の説明

1 調査の目的

この調査は、統計法に基づく指定統計（第7号）として、愛知県内の賃金、労働時間及び雇用について毎月の変動を明らかにすることを目的としています。

2 調査の対象

この調査は、日本標準産業分類の鉱業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、運輸・通信業、卸売・小売業、飲食店、金融・保険業、不動産業、サービス業（家事サービス業、外国公務を除く）において、常時5人以上の常用労働者を雇用する事業所の中から抽出された約1,480事業所を対象としています。

常用労働者数5～29人の事業所については、平成8年事業所・企業統計調査基本調査区から毎月勤労統計調査基本調査区を設定し、そこから抽出した72区について5～29人の事業所名簿を作成し、その中から産業別に抽出し、統計調査員による実地調査を行っています。

常用労働者30人以上の事業所については、平成11年及び平成8年事業所・企業統計調査により把握した事業所名簿を母集団として、これを産業別、事業所規模別に区分し、各区分ごとに所定の抽出率で抽出し、郵送による調査を行っています。

3 調査事項の定義

(1) 現金給与額

現金給与とは、賃金、給料、手当、賞与の他名称を問わず、労働の対償として使用者が労働者に通貨で支払うものをいいます。

「現金給与総額」とは、所得税、社会保険料、組合費、購買代金等を差し引く以前の総額のこと、「きまって支給する給与」と「特別に支払われた給与」に分かれます。

「きまって支給する給与」とは、労働協約、団体協約あるいは事業所の給与規則等によってあらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のこと、「超過労働給与」を含む給与のことです。

「所定内給与」とは、「きまって支給する給与」のうち「超過労働給与」を除いた給与のことです。

「超過労働給与」とは、「きまって支給する給与」のうち時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、宿日直手当等のように所定の労働時間を超える労働に対して支給される給与のことです。

「特別に支払われた給与」とは、調査期間中に一時的又は突発的理由に基づいて、あらかじめ定められた契約や規則等によらないで労働者に実際に支払われた給与や、あらかじめ支給条件、算定方法が定められていても、その給与の算定が3か月を超える期間ごとに行われるものや、賞与等のように支給条件が定められていてもその額の算定方法が決定されていないもの、結婚手当等のように支給条件、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても、非常にまれに支給されたり、支給事由の発生が不確定なものなどのことです。

「賞与」とは、一般に賞与、ボーナスなどと呼ばれる臨時給与のことです。

(2) 出勤日数

「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことです。

有給であっても事業所に出勤しない日は出勤日数になりませんが、1日のうち1時間でも就業すれば出勤日数になります。

(3) 実労働時間数

実労働時間数とは、調査期間中に労働者が実際に労働した時間数のことです。

ただし、休憩時間は、給与が支給されると否とにかかわらず実労働時間から除かれますが、鉱業の坑内夫の休憩時間及び運輸関係労働者の手待時間は含まれます。

また、本来の職務外として行われる宿日直の時間は実労働時間に含まれません。

「所定内労働時間数」とは、事業所の就業規則で定められた正規の始業時間と終業時間との間の実労働時間数のことです。

「所定外労働時間数」とは、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤などの実労働時間数のことです。

「総実労働時間数」とは、「所定内労働時間数」と「所定外労働時間数」との合計です。

(4) 常用労働者

「常用労働者」とは、次のいずれかに該当する労働者のことです。

ア 期間を定めず、又は1か月を超える期間を定めて雇われている者

イ 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている者のうち、前2か月にそれぞれ18日以上雇われた者

ウ 重役・理事などの役員のうち、常時出勤して一般雇用者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

エ 事業主の家族でその事業所に働いている者のうち、常時勤務して一般雇用者と同じ給与規則又は基準で毎月給与の支払いを受けている者

「パートタイム労働者」とは、常用労働者のうち1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者、又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が短い者

4 結果算定の方法

集計結果の数値は、本県の常用労働者5人以上の全事業所に対応するよう復元して算定したものです。

(1) 性別、規模別、産業別、規模計及び各種平均値の算定方法

本調査の結果は、母集団に復元して集計しており、性別、規模別、産業別の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、調査事業所の現金給与額、実労働時間数、出勤日数の各集計総数に推計比率を乗じ推計集計総数を作り、次に同様な方法で推計した前月末推計労働者数と本月末推計労働者数との平均で除して得られます。

規模計、産業計の1人平均月間現金給与額、実労働時間数及び出勤日数は、上記の各推

計総数の合計を前月末推計労働者数の合計と本月末推計労働者数の合計との平均で除して得られます。

(2) 推計比率

推計比率は、母集団への復元に使われます。

推計比率 = (前月分の本月末推計労働者総数) ÷ (本月分の前月末集計労働者数)

(3) 年平均値

各月の1人当たりの数値を月別の常用労働者数で加重平均したものです。

5 調査結果から作成される指数及び比率

(1) 賃金指数

賃金指数には、名目賃金指数と実質賃金指数があります。指数の基準時は、以下いずれの指数も平成12年平均を100としたものです。

名目賃金指数は、現金給与総額、きまって支給する給与、所定内給与及び超過労働給与について作成しています。

実質賃金指数は、名目賃金指数を消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)で除して算定された指数です。

(2) 労働時間指数

労働時間指数は、総実労働時間、所定内労働時間、所定外労働時間について作成しています。

(3) 常用雇用指数

常用雇用指数は、毎月の本月末推計労働者数を指数化したものです。

(4) 労働異動率

労働異動率は、入職率、離職率について作成しています。

入職率(離職率)とは、採用・転勤等(解雇・退職・転勤等)による増加推計労働者数(減少推計労働者数)の前月末推計労働者数に対する百分比です。

(5) パートタイム労働者比率

パートタイム労働者比率とは、本月末推計パートタイム労働者数の本月末推計労働者数に対する百分比です。

(6) 賞与の支給率

支給率は、平均支給月数、支給事業所数割合、支給労働者数割合について作成しています。

平均支給月数とは、賞与を支給した1事業所当たりの賞与の所定内給与に対する割合です。

支給事業所数割合(支給労働者数割合)とは、賞与を支給した事業所数(賞与を支給した事業所の推計常用労働者数)の全事業所数(全推計常用労働者数)に対する百分比です。

(7) 実労働時間数及び出勤日数の年換算

実労働時間数及び出勤日数の年換算の数値は、各々の月間平均値を12倍したものです。

6 調査事業所の抽出替え及び労働者数推計のベンチマーク(母集団労働者数)の変更に伴う指数とその改訂について

本調査は、事業所・企業統計調査結果を母集団とする標本調査であり、平成13年事業所・企業統計調査の結果を用いて平成16年1月に標本事業所の抽出替えを行いました。

また、常用雇用については、平成11年1月より労働者数推計のベンチマーク(母集団労働者数)を、平成8年事業所・企業統計調査を元に算定した数値から平成13年事業所・企業統計調査を元に算定した数値に変更しました。

本調査では、既に公表した実数の調査結果については、さかのぼって訂正することはありませんが、時系列比較を目的とする賃金・労働時間・常用雇用の指数と増減率については過去にさかのぼって改訂しました。

7 ギャップ修正の方法

平成16年1月分調査において、従来の標本事業所による旧調査と、新たに抽出された標本事業所による新調査とを重複して実施しました。

この、新旧調査結果間のギャップ(ベンチマークの変更に伴うものを含む。)が、旧調査の実施期間中各月毎に累積したものと考え、過去にさかのぼり、各月にギャップを比例配分して調整しています。

今回のギャップ修正は、賃金・労働時間指数及び増減率については、前回抽出替えの翌月(平成14年2月分)までさかのぼって行いました。

常用雇用指数及び増減率については、前回ベンチマークを設定したのが平成11年1月であることから平成11年2月分までさかのぼって行い、その後、平成12年(基準年)の平均が100になるよう全期間にわたって指数を一定倍しました。

算式

$$\text{修正後指数} = \text{修正前指数} \times \left(1 + \frac{n}{N} (G - 1) \right)$$

$$\text{賃金・労働時間のギャップ率 } G = \frac{\text{新調査結果}}{\text{旧調査結果}}$$

$$\text{常用労働者数のギャップ率 } G = \frac{\text{新集計で使用する母集団常用労働者数}}{\text{旧集計で使用する母集団常用労働者数}}$$

ただし、賃金の指数については、きまって支給する給与のギャップ率を使用します。

賃金・労働時間指数

$$n = \text{平成14年2月からの月数 (14年2月が1、15年12月が23)} \quad N = 24$$

常用雇用指数

$$n = \text{平成11年2月からの月数 (11年2月が1、15年12月が59)} \quad N = 60$$

8 結果数値利用上の注意

- (1) サービス業の調査は、昭和47年4月から始めているため、47年以前の指数は得られません。
- (2) サービス業のうち「学術研究機関」の集計は、平成5年から始めているため、4年以前の数値は得られません。
- (3) プラスチック製品製造業は、昭和60年に日本標準産業分類の改正に伴い新たに項目化されたもので、60年以前はその他の製造業に含まれます。
- (4) 常用労働者の内数であるパートタイム労働者数の調査は、平成2年1月から始めているため元年以前の数値は得られません。
- (5) 常用労働者5～29人の事業所の調査は、平成2年1月から始めているため、規模区分5～29人の集計と5人以上の集計については、元年以前の数値は得られません。
- (6) 平成8年1月分から平成5年10月改訂の産業分類に基づく集計に改めました。
これに伴い、「繊維」はさかのぼり修正は行わず、また、平成8年1月以降の指数の作成も不能となりました。
- (7) 増減率は、指数により算出しているため、実数から計算した値と必ずしも一致しません。
- (8) 実質賃金指数の算出に当たっては、平成15年度で「愛知県物価統計調査」が終了したことにより、平成13年分までは愛知県統計調査条例（昭和26年愛知県条例第10号）に基づいて実施される「愛知県物価統計調査」結果の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合（愛知県））を使用し、平成14年分以降は総務省統計局が実施している「小売物価統計調査」結果の消費者物価指数（持家の帰属家賃を除く総合（名古屋市））を使用しています。
- (9) 統計表中の符号の用法は次のとおりです。
 - 「 - 」 該当数値なし
 - 「 ... 」 不詳
 - 「 X 」 調査事業所が2以下のため秘匿
 - 「 0 」 単位未満

(10) 文中及び統計表の産業名は、次表によります。

区 分	産 業 名
製 造 業	下記の産業に石油製品・石炭製品製造業及びなめし革・同製品・毛皮製造業を含む。
食 料 品 ・ た ば こ	食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業
織 維	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）
衣 服	衣服・その他の繊維製品製造業
木 材	木材・木製品製造業（家具を除く）
家 具	家具・装備品製造業
パ ル プ ・ 紙	パルプ・紙・紙加工品製造業
出 版 ・ 印 刷	出版・印刷・同関連産業
化 学	化学工業
プ ラ ス チ ッ ク	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
ゴ ム	ゴム製品製造業
窯 業 ・ 土 石	窯業・土石製品製造業
鉄 鋼	鉄鋼業
非 鉄 金 属	非鉄金属製造業
金 属 製 品	金属製品製造業
一 般 機 械	一般機械器具製造業
電 気 機 器	電気機械器具製造業
輸 送 用 機 器	輸送用機械器具製造業
精 密 機 器	精密機械器具製造業
そ の 他	武器製造業、その他の製造業
電 気 ・ ガ ス 業	電気・ガス・熱供給・水道業
卸 売 ・ 小 売 業	卸売・小売業，飲食店
サ ー ビ ス 業	下記の産業に下記以外のサービス業を含む。
駐 車 場 ・ 整 備 ・ 修 理	駐車場業、自動車整備業、機械・家具等修理業（別掲を除く）
旅 館	旅館、その他の宿泊所
娛 楽	娯楽業（映画・ビデオ制作業を除く）
協 同 組 合	協同組合（他に分類されないもの）
医 療	医療業
社会保険、社会福祉	社会保険、社会福祉
教 育	教育
学 術 研 究 機 関	学術研究機関
調 査 産 業 計	上記の産業に鉱業、建設業、運輸・通信業、金融・保険業及び不動産業を含む。

注意事項

平成5年10月改訂の日本標準産業分類（旧産業分類）に基づいています。